

標準的な評価手順（流れ）や料金表について

評価機関は、福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第17号（イ）に定める「標準的な評価手順に関する規程」及び同条同号（オ）に定める「料金表」を策定する必要があります。なお、これらは一本化しても構いません。

下記のサービスのうち、貴機関が評価対象としているサービスについて、モデル事業所を評価するという設定で、必ず1つ以上料金表を作成して下さい。（エクセル、ワード等で作成して下さい。）

（「標準的な評価プロセスにおける工数モデル」を参考にできます。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyouka/kosu.html>

【モデル事業所】

	サービス種別	利用者数	職員数	（うち非常勤の数）
①	特別養護老人ホーム	100名	50名	20名
②	認知症高齢者グループホーム	18名(2ユニット)	16名	10名
③	保育所	100名	35名	15名
④	訪問介護	100名	25名	20名
	その他	●●名	●●名	●●名
⑤	※上記以外のサービス種別については、「標準的な評価プロセスにおける工数モデル」を作成していません。上記①～④を参考に、各評価機関において評価対象サービス種別ごとにモデル事業所を設定の上、「標準的な評価の流れおよび料金表」を作成して下さい。			

以下は事例です。「標準的な評価手順に関する規程」や「料金表」の策定にあたりご参考にしてください。

例

「当評価機関の標準的な評価の手法、内容と料金」

* 一件の評価の流れは別紙「福祉サービス第三者評価の流れ」をご参照ください。

(1) 標準的な利用者調査の方法

アンケート調査や対面による聞き取り調査を実施します。

認知症や知的障害をお持ちの利用者の場合、利用者の特性に詳しい評価者が聞き取りを担当します。

その調査結果については訪問調査時に事業所に報告します。

(2) 標準的な事業評価の方法

自己評価は、全職員に実施して頂き、その結果を事前に分析し、その結果を踏まえて、訪問調査に臨みます。訪問調査は「福祉サービス分野を担当する評価者」、「組織マネジメント分野を担当する評価者」各1名以上で実施します。その後、評価結果の合議を行い、事業所にフィードバックを実施します。

施設種別	利用者調査の方法	事業評価の方法	事前説明	結果報告	評価費用
特別養護老人ホーム (100人規模の場合)	・利用者100人に聞き取り調査を実施。	・職員50人の自己評価結果を分析後、3人の評価者が訪問調査を実施。 ・訪問時間は約14時間(2日間)。	・事前に施設職・利用者に興味や方法を説明 ・家族会でも説明。	・結果や事業改善への課題を報告書にまとめ提出 ・職員に対する結果報告会を実施	約〇万円
保育所 (100人規模の場合)	・保護者全員にアンケート調査を実施。	・職員35人の自己評価結果を分析後、3人の評価者が訪問調査を実施。 ・訪問時間は約14時間(2日間)。			約〇万円

* 事業所ごとに見積もりを致しますのでご相談ください(無料)。

* 上記以外のサービス、評価方法をご希望の方もご相談ください。